

公立大学法人奈良県立医科大学における公的研究費の使用に関する行動規範

(平成 27 年 2 月 5 日 策定)

(平成 28 年 7 月 31 日改訂)

<基本方針>

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、大学における様々な活動は、社会の信頼と負託によって支えられている。研究費の不正使用は、社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費の管理については、大学の責任において適正に行わなければならない。

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の不正使用根絶に向け、不正使用防止対策にあたって、①実施責任の所在の明確化 ②公的研究費の適正な運営及び管理のための環境整備、③コンプライアンス教育の実施体制の整備 ④不正使用が発生した場合の調査や再発防止策を講じるための具体的な行動の明確化を図ることを基本方針とするとともに、公的研究費の適正な使用を目的として、本学の研究に関わる全ての研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）が遵守すべき行動規範を次のとおり定める。

<行動規範>

- 1 研究者等は、個人の発意で提案し獲得した競争的資金や個人の研究を目的として寄附された寄附金であっても、それらを含む全ての研究費が、公的研究費として大学が管理する公的な資金であることを認識し、適正に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費に関する不正が、大学全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、行動しなければならない。
- 3 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知、本学が定める規程、及び事務処理手続き等を遵守しなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の不正使用防止のためのコンプライアンス教育に係る研修会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得及び事務処理手続き等の理解に努めなければならない。

(注) 公的研究費とは、講座・領域研究費、寄附金、科学研究費等補助金、委託費等を財源として本学で扱う全ての研究に係る経費をいう。